

市場経済化する「家畜泥棒」

—モンゴル国ウブスハンガイ県ハラホリン郡の事例から—

B. バルジンニヤム (BATOCHIR BALJINNYAM)

滋賀県立大学大学院 人間文化学研究所 国際文化論部門

はじめに

本稿は、モンゴル国ウブスハンガイ県ハラホリン郡で行った聞き取り調査をもとに、市場経済化によって新たに生まれた「家畜泥棒」現象の実態を明らかにしていくことを目的とする。

中央ユーラシアの北東部に位置するモンゴル国は、人口約300万人(2014年)、家畜頭数約4400万頭を有する国である。

遊牧民たちは、各地域でヒツジ、ヤギ、ウマ、ラクダ、ウシ(高山部ではヤクおよびの雑種を含む)という五畜(*tavan khushuu mal*)を放牧している。遊牧民は季節ごとに家畜作業を行って、乳・肉・毛・毛皮を家畜から得ながら生活を行っている。そのため、個々人の所有する家畜を増やせば増やすほど、他者より豊かになるというように、家畜という「生きた財産」を増やしていくことが、遊牧民たちの目標である。

この「財産」は生きているからこそ、家畜に関する様々な問題が日々発生する。例えば、季節によってはガン(干害)やゾド(寒害)が起り、膨大な家畜が死んでしまうことがある。そうした気候によって左右される遊牧という生業を、山崎は、「わずかの気候変化に大きな影響を受けるほど微妙な脆い基礎の上にある」と述べている[山崎 1997: 61]。

このような自然条件による家畜の増減以外にも、人間関係の中で家畜が増減する「家畜泥棒」が遊牧社会では観察される。「家畜泥棒」とは、文字通り、他者の家畜を盗み、それを自分のものとして所有をすることである。

従来、モンゴル遊牧民は知り合い同士の家畜の取り合いは「泥棒(*khulgai*)」とは認識せず、「取った(*avsan*)」と呼んできた。誰が取ったかわかっている場合は、取り返せばいいだけのことであり問題ではない。ところが見ず知らずの他人、とりわけ遠方から来た知らない人間に家畜を取られたら、取り返すことは難しくなる。こうした未知の他者による家畜の奪取をモンゴルでは「泥棒(*khulgai*)」と呼んできた[バルジンニヤム 2018]

こうしたゲームのような「家畜の取り合い」や未

知の他者による家畜泥棒はかつての遊牧社会に存在したもののだが、現在、従来のタイプとは異なる新しいタイプの家畜の取り合いが起っている。モンゴルでは1990年、社会主義が崩壊すると、市場経済の波が遊牧社会に押し寄せてきた。そうした変化の中で最も重要なもののひとつが「土地所有」という概念の誕生である。かつて移動生活をする遊牧民は土地を所有するという観念を持っていなかった。ところが外国から支援や融資の担保として土地を差し出す必要性から社会主義崩壊以降、土地法が施行される。

その土地法の施行(1994年、改正土地法2002年)以降に新たな家畜泥棒の形態が誕生している。それは、私有する牧草地を侵犯した家畜に対する報復的な奪取である。

そこで本稿では、現代の「家畜泥棒」が従来の家畜泥棒とどのように異なるのかを視野にいれながら、考察していきたい。

1. 家畜泥棒を巡る言説と歴史

新しい「家畜度老棒」の実態を報告する前に、まずはモンゴル遊牧世界において家畜度老棒がどう捉えられてきたのか、その言説と歴史を簡単に振り返っておこう。

中央ユーラシアの遊牧世界において、「家畜泥棒」は、家畜がいる以上、常に発生する可能性を有しているといえよう。「家畜泥棒」は、遊牧社会において普遍的な現象なのである。

しかし遊牧文明の持つ経済的側面に関して、マルクス、エンゲルス、レーニンらは「匈奴などの遊牧民族の経済の基本は略奪「略奪経済」であり、戦乱や略奪のことで族長の権力を強化していたと論じた[Rotsin S.K.1984:113-114]。

マルクスやレーニンたちは、戦時での略奪を想定し「略奪経済」という言葉で形容してきたと考えられる。とはいえ「略奪」ばかりで経済が成り立っていると考えるのは行き過ぎだといえよう。

これに対して小長谷有紀は、そうした歴史的に家畜泥棒＝略奪が行われてきたことから「略奪という

経済行為はもはや歴史のなかにしか存在していないが略奪経済を支えてきた文化的な思考パターンは確実に残っていると思われる」と論じている [小長谷 2002: 95]。

モンゴル遊牧社会の「家畜泥棒」が最初に史料として登場するのは、13世紀のことである。ヨーロッパからモンゴル高原を探検したマルコ・ポーロによると、馬を盗んだものは剣で体を両断されるという罪があったことを報告している。ただし、盗品の九倍の代価を払えば許されると記されている [マルコ・ポーロ 1965 (1300): 139-145]。

金岡によるとモンゴルで馬泥棒が重罪だったのは、当時の遊牧民にとって馬が貴重であったからだという。なぜなら、当時の戦争や移動手段として遊牧民にとって馬が非常に重要視されていたからである。そうした面を、金岡は、「移動が生活の基本の牧民にとって、ウマは命の綱であった」と述べている [金岡 2014:61-62]。

さらに、清朝によるモンゴル支配の時期 (16世紀末～20世紀初頭) に、「シリーン・サイン・エル」 (*shilin sain er*) という貴族や金持ちから家畜を盗んで貧しい人々に分け与える「義賊」活躍していたという話が存在する。彼らの起源は、北モンゴル (現在のモンゴル国にほぼ重なる地域) の現在のダリガン人の住む地域だと伝説は伝える。ダリガン人は、現在のモンゴル国ウランバートルから南東、現在のスフバートル県の南部で皇帝の所有する家畜を放牧する義務を負っていた人々である。言うなれば、清朝皇帝の牧場で働く牧夫である。そのため、モンゴルの他の旗 (清朝時代の行政単位) と同じような駅伝、監視所、租税、兵役が置かれていた。オイドブは、こうした社会背景から、シリーン・サイン・エルが生まれたと述べた [Oidov 2013: 1-15]。当時のモンゴル社会では、基本的に封建君主 / 牧民という2つの身分に分けられていた。封建君主は、人民に対して税負担を増やしたため、普通の人民たちは貧しかったという。こうした貧困に対して、その貧困を撲滅するために、当時の牧民が編み出したものの一つが、「シリーン・サイン・エル」という義賊であった [Gongor 1969: 255-270]。

20世紀を迎え、モンゴルは社会主義の時代となった。1950年代後半からネグデルや国営農場が設置され、遊牧民たちは、ネグデルの家畜を放牧する牧畜労働者へと変貌する。ネグデルや国営農場ではノ

ルマが設定され、それを達成するため、地方の人々は、必死に働くことになった。

その一方で家畜は「生きた財産」であるので、季節によってはガン (干害) やゾド (寒害) が起こり、家畜が大量死するといったことも起こる。するとノルマを達成することが出来なくなる。筆者は聞き取り調査を通して、ネグデルの家畜を放牧する牧民たちは、何とかしてノルマを達成させるために「家畜泥棒」に他の地域から盗むことを依頼していたことを明らかにした [バルジンニヤム 2018]。こうした社会主義時代の家畜泥棒は、「サイン・エル (良い男)」と呼ばれた。以前の「シリーン・サイン・エル」は、金持ちから盗んで貧しい人に分配する義賊であった。彼らは富の再分配の役割を担っていたといってもよい。ところが社会主義時代の「サイン・エル」は、家畜を盗んで販売し、ノルマの達成に寄与するという人々である。仮に販売しているにせよ、彼らが「良い男」と呼ばれていた理由は、それだけ一般の牧民たちは、厳しいノルマ達成をサポートしていたからに違いない。そういう意味において、社会主義時代のサイン・エルも一種の義賊だといってもいいのかもしれない。ただしシリーン・サイン・エルからシリーンという言葉が無くなったのは、興味深い。このシルとは、大草原を意味するところ、彼らは旅をしながら暮らしていた。一方、社会主義時代の泥棒たちは、普段は別に仕事をもっており、半定住化した暮らしをしていた。シリーン、すなわち「大草原の」という肩書が無くなったのは、彼らが定住化しつつあった状況を如実に物語っているといえよう。さて、1990年代、モンゴルは、市場経済化した。が、「家畜泥棒」はいかになされているか、本稿では聞き取り調査を通して明らかにしていこう。

2. ハラホリン郡とモンゴルの市場経済化

2-1. 地理的概要

本稿の調査対象地であるウブスハンガイ県・ハラホリン郡はモンゴル国の中心部、首都ウランバートルから約365キロメートルに位置する。

郡の面積は2241 km²であり、バグと呼ばれる下位の行政区画が八つある。ハラホリン郡の人口は12601人で、人口の50.1%が男性、49.9%が女性である。世帯数としては、定住地区である郡センターに2529世帯、それ以外のフドーと呼ばれる草原地

帯に遊牧民が1099世帯暮らしている [Enkhbat.L, Ganbat.L,2013 : 11-15]。

また同郡は、モンゴルのハンガイ山脈の東端に位置し、郡センターの北にはオルホン川が流れている。郡センターには、病院、役所、銀行と、小学校、中学校、高校が合わせて三、隣のいくつかの郡の中心となった裁判所があり、またハラホリン市場には商店などが設けられている。ハラホリン郡は他のモンゴルの地域の郡と比べると比較的多くの人が定住している。

郡センターに居住する人々は、市役所、病院、学校などの公共施設で仕事をしながら暮らしている。また、郡センターに住む人々も家畜を所有することがある。彼らは親戚関係の遊牧民に家畜を「委託放牧」して管理させている。さらに郡センターに居住する人々は法律的に郡センターで特定個人の所有の0.7ヘクタールまでの土地権を得て、固定家屋を建てて、家族用の食料(キャベツ、ジャガイモ、ニンジン)などを栽培している。また、社会主義時代、国営農場だったため土地を使い、食料、や穀物などを栽培する者もいる。

2-2. 市場経済化と土地法

筆者はフィールドワークを通じて、現代モンゴル国において新たに生まれた土地の所有権という概念

が、新しいタイプの家畜泥棒の発生する原因となっていることに気が付いた。というわけでも、牧草地の私有化の持つ意味やその過程といった諸問題を概観しておく必要がある。モンゴル人にとって、「土地を所有する」という概念が全く新しいものである。なぜなら歴史的に遊牧民は、土地を所有してこなかったからである。

ユーラシアの遊牧社会を広く研究した社会人類学者の松原正毅は [2003] は、「土地私有概念が、起源的には農耕という生活様式のなかから発生したことは確実である」と論じている。松原によると「現在の土地所有の概念が確立するのは18世紀末で、西ヨーロッパにおける近代国家の成立と当時期になる。この時点で、資本主義の基盤が土地所有権の確立と一体化すべきだ」という概念が生まれた。

2002年6月には、モンゴル議会において土地の私有化法案が議決された。松原はこの土地法の制定は、世界銀行やアジア開発銀行などの圧力のもとに、市場経済化は土地私有化と裏一体だという強迫観念がうえつけられたためだ [松原2003 : 512] と論じた。

また、松原は、土地私有化を「遊牧という人類の生活様式を圧殺する観念と言える」と激しく批判した。そもそも「遊牧は、共有化された空間でのみ成立しうる生活様式なので、この空間でいともまれる

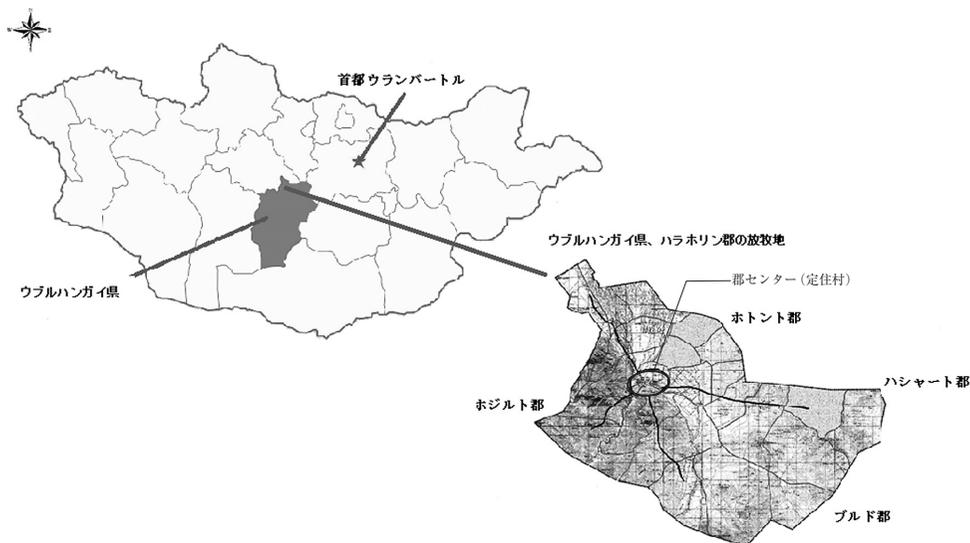


図1. モンゴル国ウブスハンガイ県およびハラホリン郡の放牧地(筆者作成)

遊牧は、すぐれた全体的な環境維持のシステムなのである〔松原2003:512〕と彼は論じている。

一方、遊牧は従来遅れた生業だとみなされてきたが、小長谷有紀は、むしろ「持続可能性の高い」生業であると指摘する。モンゴル国の土地管理という概念に対しても、乾燥地域では単に乾燥が厳しいのではなく、その年変動が著しいという「不確定性」にこそ最大の特徴がある。そもそもモンゴル高原の家畜システムは伝統的な「スレグ戦略」や「ホト・アイル戦略」という二つの戦略を行って社会的バランス (social balance) や生態学的バランス (ecological balance) を維持してきた〔小長谷2001:18-22〕。

こうした生態学的バランスと社会的バランスを維持するために移動するということが必要不可欠であった〔小長谷2003:525〕。この生態学的バランスと社会的バランスという議論は、示唆に富む。なぜなら、筆者が本論で論じるハラホリン郡の遊牧民の「土地の私有化」現象は、生態的バランスをとることを放棄し、社会的バランスをとることのみに特化した結果、起こったものだと考えられるからである。

1990年以降、社会主義時代の牧畜協同組合「ネグデル」が崩壊し、市場経済化によって家畜が私有化されるようになった。何よりも重要なのは、市場経済への移行にともない、土地を所有するという発想のなかった遊牧民の末裔であるモンゴル国民に対して、「土地所有」という新たな概念が導入されたことである。すなわち「土地法 (gazaryn tukhain khuul')」が制定され、1994年～2002年まで3度に渡って改正を行われ、土地所有制度が確立されていったのである。

こうした中、土地法の成立に伴い、遊牧社会においても様々な問題が発生している。

さらに滝口良〔2004〕は、現在のモンゴル国において、土地は「土地所有をしない」遊牧という文化的な次元や、体制移行後の国家としての正統性を主張するための政治的な次元が重なり合って、極めて複雑な存在となっている〔滝口2004:67〕と論じている。言い換えるならば、2004年までは遊牧社会において土地所有化をめぐる様々な問題がそれほど発生しなかったということであろう。

しかしモンゴル国では2002年に制定された「土地法」において、制度的適応としての「コミュニ

ティを基盤とした土地管理」という新しい開発モデルが、放牧地に関する法規定に反映されるだろうと富田〔2008〕は論じる。土地法によって(1)郡や行政区といった地方行政のインパワーメント、(2)牧畜の具体的慣習が成文化された。このことは、持続可能な放牧地の管理が遊牧民の自律的な土地利用にある程度委ねられた反面、草原を維持してきた牧畜システムのもつ空間的・社会的柔軟性といった諸特性が形骸化されたことを意味すると富田は論じる〔富田2008:221〕。

富田が論じた牧畜システムの空間的・社会的柔軟性の形骸化という議論は、概ね正しいであろう。もはやモンゴルの遊牧社会は、土地所有観念の流入によって、「遊牧」が本来持っていた、移動による生態的バランスをとることを止めており、移動と離合集散するホトアイル (宿营地集団) もその形が大きく変化している。2002年まで、モンゴル国では「ホト・アイル」 (宿营地集団) を3-4世帯で構成していた。ホト・アイルとは、遊牧民のゲルが数件集まり牧畜作業を一緒に行うグループのことで日本語で「宿营地集団」と翻訳されることが多い。ただし「土地の私有化」によって、遊牧民は完全に定住牧畜へと移行したわけではない。筆者の調査したところでは、一定の親族集団でジャルガ (谷) と呼ばれる限られた空間を事実上、「所有」し、限られた範囲内で移動する「空間限定的な遊牧」となっていた。ここでは、こうした実態をウブスハンガイ県ハラホリン郡で行った聞き取り調査に基づいて紹介しておこう。

2-3. 土地私有化による社会変容

まず、モンゴルにおける市場経済化の流れと土地法の制定過程について簡単に振り返っておこう。1990年代、(民主化)後、世銀やアジア開発銀行 (ADB) などの国際金融機関は、新たな法律によって、土地の私有化を規定することを要求した。これを契機として、1992年に規定されたモンゴル国憲法には、「牧地、公共利用、国家による特別な使用に供する以外の土地は、モンゴル国民のみが所有できる〔モンゴル憲法6条3項〕として、初めて土地の私有化が明文化された。そして、1994年に土地法が制定され、2002年の改正後には、モンゴル国で初めて土地の私的所有権が規定された〔富田2008:213-217〕。

表1 モンゴルの土地法7条1項に制定された土地の面積

一帯に交付された私有地面積		
	所在地	面積(ヘクタール)
1	都市	0.07
2	県	0.35
3	郡	0.5

(2002年改正モンゴル土地法をもとに筆者作成)

つまりモンゴル土地法は、外来の法制度の単純翻訳や、外国からのアドバイスによって制定されたものである。新たに制定された「モンゴル国民への土地所有化に関する法律」によって2002年にモンゴル政府は国民に土地所有権を与える政策を行った。

先程述べた2002年の法改正により、一家族に対して首都ウランバートルで0.07ヘクタール、県の中心地で0.35ヘクタール、郡センターでは0.5ヘクタールの家族活用用地が、申請に基づき一回限り無償で私有化された。その後、2008年に法律が改正され、世帯単位ではなくすべてのモンゴル国民個人に対して、一回のみ、上記と同一面積が追加分配されることになった。そして、すでに私有化されている土地は、その世帯の中の特定個人の所有に属するものとし、他の世帯構成員に対しても、改めて土地が付与されることになったのである [棚澤2014: 47]。

さらに、「冬営地(öväljöö)」および「春営地(khavarjaa)」にも、「利用権」あるいは「占有権」が規定されている。そのため、ネグデルが解体した頃(1991年～1993年)には、家畜などの財産が分配された中にウブスジューという「冬営地」(畜舎・家畜囲いが含む)の土地があった。さらに、遊牧民にとって「冬営地」「春営地」の利用の占有権とは、個人ではなく、世帯や家族による15-60年間の占有権として制定された。こうした中、筆者のインタビューによると、ハラホリン郡では2002年頃から、遊牧民たちは親戚関係でホト・アイルを構成し宿営していた谷(ジャラガ)を自分自身の土地と考えるようになったのだという。

こうした経緯を経て、遊牧民が徐々に土地を占有するようになった結果、牧草地や草刈場をめぐる争いが頻発するようになっていった。

3. 土地法と牧草地の「私有化」

私の調査地ハラホリン郡の遊牧民の「土地の私有化」現象は、小長谷が提起した「生態的バランス」

をとることを放棄し、「社会的バランス」をとることのみに特化したことで、伝統的な牧畜と言えないものになっている。

かつて社会主義時代には、冬・春の家畜被害を最小限に抑えるために、建設・牧草・飼料の備蓄が盛んに行われるようになっていた。それによって移動拠点の固定化が進んだといわれる。季節移動の距離および回数が減り、さらに、家畜群の一部を連れて別の放牧地へと赴くオトル(*otor*)は現在ではほとんど行われなくなった。このことで牧民たちが特定の宿営地を季節にわたって利用するようになった [富田2012: 391-395]。

そして民主化以降、とりわけ2002年以降、モンゴル国全体に土地を私有化する政策が行われた。これにより都市や県の土地の私有化が始まり、地方の牧民の生業基盤や生活様式、家族構成などに大きく影響をもたらしてきた。ウブスハンガイ県ハラホリン郡でも、他の市や県、郡と同じように政府の政策が実施された。具体的には、ハラホリン郡センターに居住する人々は、0.5ヘクタールの土地を得るため、土地私有証明書を取得し、以前から居住していた場所を郡役場に登録することになったのである。

それに従って、田舎に暮らしている遊牧民も郡センターの土地私有権を得ることを目指すようになった。なぜなら、遊牧民たちは経済的な理由から金銭を必要としており、土地所有権(証明書)を得れば土地を担保にして銀行からお金を借りることができるからである。さらに、2009年にモンゴル政府は、教育システムを10年制から12年制へと移行した。この政策によって、6歳の子供が小学校に行けるようになった。そこで小さい子供を一人にできないため、母親は家族と離れて郡センターで暮らすようになったのである。

例えば、A氏の世帯は、10歳の子供が一人、7歳が一人である。毎年9月から6月まで秋から冬・春にかけて、ハラホリン郡センターにある学校に通っているため、母子3人は郡センターにある、柵で囲われた定住家屋(*khashaa*)で暮らしている。一方、父親は草原で家畜を世話しながら、一人ゲルで暮らしている。

このように離れて住むのには、2つの理由がある。一つは子供に教育を受けさせるため、郡センターにある私有地を利用するため、二つ目は財産としての家畜を世話するため、親や祖父母が利用して

いた冬営地の牧草地(谷)を守るためである。

A氏の父のN氏は、社会主義時代、ネグデルの馬飼いをしていた。1991年、ネグデルが解体され、その資産を分配するとき、ハラホリン郡から10kmほど離れた「ホギーン谷」という谷で弟Bや知人Cと共に一つの宿营地集団を構成して宿営していた。彼らは1991年から1996年まで居住していたが、1996年に知人C氏が首都ウランバートルに移住した。

それ以降、この谷を「N氏の谷」と周辺の人々が呼ぶようになった。父であるN氏の宿营地から2km離れたところにA氏の夏营地があり、A氏は春にはそこから3-4km離れた所に春营地で放牧して暮らしている。その他、冬营地や秋营地も、その谷の中に位置している。

実は、N氏と息子のA氏は、「N氏の谷」周辺の牧草地に関して、土地占有証明書を持っている。A氏によると、政府が牧草地に対しても私有をみとめる新しい土地法を制定する可能性があるため、土地の値段が高騰する前に占有しておくと思ったのだという。

もうひとつ、牧草地占有の事例を紹介しよう。ハラホリン郡センターからおよそ25km離れた「イフ・エルステイ谷」で暮らしているDさん(女性世帯主、55歳)には、子供が四人いる。Dさんは「遊牧民は安定した現金収入がないため生活するのが大変だという。しかし、現在飼っている家畜や郡センターのある私有地のおかげで暮らすことができている。長男は結婚してこの谷のふもとに宿営している。次男は大学4年生でウランバートル市に住んでいる。残り二人は郡センターにある学校に通っている。

Dさんが現在飼っている家畜頭数は、およそ800頭であるが、子供4人を食べさせていくには足りない家畜数だという。特に大学の学費を払うときは大変らしい。そのときは、郡センターにある土地を担保にして銀行からお金を借りて学費を払うのだという。「私は一人で住んでいるため、長男を頼りにこの谷で住むしかない」と彼女は語る。また、彼女の夫の親戚たちがこの谷で以前から住んでいたため、この谷は「私たちの谷」と主張できるようになったのだという。

以上のような事例は、ハラホリン郡の遊牧民たちの間では一般的である。調査中、筆者は彼らから「〇〇さんの谷」という表現を頻りに耳にした。

さらに、秋は遊牧民たちが厳しい冬を乗り越える

ため、草を刈って草を準備する必要がある。その草刈りのための牧草地をできるだけ守って自分のものとして使い、他の遊牧民に使わせないようにするのである。また、他人の家畜が自分の草刈場に入ると締め出したり、その家畜を自分のものにしてしまったりといったことが行われるようになったのである。これは現地の遊牧民には当然のことのように理解されている。

筆者が聞き取り調査を行ったハラホリン郡のほぼすべての遊牧民たちが、このように牧草地を占有(事実上の親族単位の私有化)した上で牧畜を営みながら、暮らしていた。

1994年の土地法や2002年からモンゴル政府により行われた土地所有権の政策は、モンゴル全体に大きな影響をもたらしてきた。また教育制度の変化によって、遊牧民の家族構成も変化している。以上のように、遊牧民の多くは、郡中心地に0.7ヘクタールの土地を私有し、その土地を担保として銀行から借入金の利息を家畜から得る畜産物「肉、毛、乳製品」などの収入で支払っている。そのため土地所有や土地への執着が徐々に強くなっている。さらに遊牧民の牧草地が「私有化」していくことで、遊牧民同士で土地や井戸・牧草地をめぐる喧嘩が毎日発生するようになっていく。

4. 「牧民グループ」という名の半定住集団

従来、一般のモンゴルの牧民世帯は季節ごとに移動し、春、夏、冬、それぞれの宿营地を設ける。季節ごとに家畜にも人間にも適切な条件を備えた場所を選び、宿营地としていたのである。モンゴルでは、「ホト・アイル」(宿营地集団)を3-4世帯で構成していた。尾崎は宿营地集団の構成原理として、親族関係より経済面で富裕な世帯が核として形成されることが多いが、基本的に親族関係や知人の範囲で構成すると論じている[尾崎1996:234-248]。

「ホト・アイル」の構成世帯は常に一定なのではなく、移動するたびに新たに構成されていった。また、小長谷は移動性の定着化については、春や冬の宿营地には防寒施設が備えられるようになり、移動拠点の固定化が進んだ。さらに、農業の進展・学校や病院などの社会サービスを受取るために、人々は形成された拠点の周辺にまとまって住むようになったと論じた[小長谷2007:43-39]。

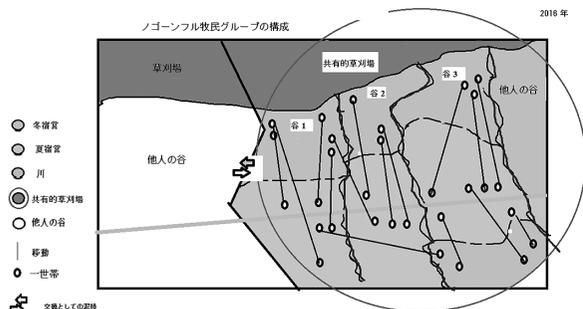


図2 牧民グループの所有地

現代のモンゴル国では、以上のような「ホト・アイル」の構成は、時代を経て新たな形に変化していると考えられる。なぜなら、筆者の調査地では、このような宿营地集団や遠隔地に移動をする遊牧民は一切いなかったからである。

現在、ハラホリン郡では遊牧民たちは知人関係や親族関係で「牧民のグループ」(malchiniü büleg)と呼ばれる集団を構成している。以下、「牧民グループ」と呼ぶものとした。牧民グループは、3-4世帯で構成されるホト・アイルより多くの世帯数(10-16)で構成される。このグループは、牧地や草刈場を他者(家畜泥棒を含む)から排除し、占有して利用することを目的に自主的に作られたものである。あるいは、親戚関係(6-8世帯)で一つの谷を占有し、牧民グループを構成することもある。このような「牧民グループ」の特徴としては、彼らは限られた範囲内で移動して、牧草地や草刈り場を「牧民グループ」以外の遊牧民には決して使わせない。

例えば、ハラホリン郡のG氏(46歳)は、「遊牧民の間でホト・アイルが生まれなくなったため、私は2009年に『ノゴーンフル(Nogoon khur)』という牧民グループを組織した」と語る。このグループでは、グループ内の親睦を図るために毎年秋に馬乳酒の祭りを開催しているとのことである。そこで「若い牧民たちと仲良くすることで、家畜泥棒や牧草地の争いが減ってきている」とも語った。

牧草地の谷を共有する牧民グループの場合、一般的に親族の間で組織されることが多い。例えば、ハリーハンの谷(図2の谷2)の場合、郡センターの定住地区からおよそ25km離れた「イフ・エルステイ」と呼ばれる広いなだらかな谷間を6-10戸(家畜

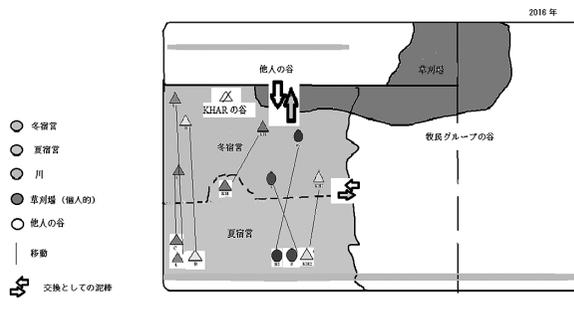


図3 ハリーハンの谷の概略図

頭数1世帯当たり600~800頭)の親族が集まって共有している。ここは、彼らの祖父であるハル氏が以前より宿営していた場所だったので、ハル氏の父系親族集団で牧民グループを構成している。だからこの谷は「ハリーハン(ハルの者たち)の谷」と呼ばれるのである。

牧民たちの語るところでは、一つの谷の中に冬营地(övöljöö)や春营地(khavarjaa)があり、その利用権や占有権を親族の誰かが有して(法的に占有)いるのだという。もしメンバー以外の他人がその谷に移動してくると、親族が集団で文句を言いきたり、メンバー外の牧民の家畜を無許可に奪取したりといった排除行為がなされる。その結果、誰もその谷に近づかなくなっているのだと牧民たちは語る。その一方で、牧民たちは郡センターの定住村落にも0.5ヘクタールの土地を私有している。

ハリーハンの谷の隣には、B氏(56歳)の谷が位置する。彼らも親戚関係で一つの谷を共有している。この牧民グループは、7世帯で構成されている。家畜頭数が一世帯あたり800~1000頭を越えるため、この谷で宿営することができなくなっているという。しかし、この谷で10から20年ほど宿営していたため、他の場所へ移動したくない、また移動しても家畜頭数が多いので皆が嫌がるだろうと考えている。さらに、みんなが谷を所有しているため、誰も自分の谷に宿営してくれる気配がないという。

以上の三つの事例からみると、遊牧民同士は、以前から宿営してきた谷を牧草地として占有している。また、その谷に宿営する人々は、親戚関係があり、親族で牧民グループを構成している。牧民グループは親戚関係で構成することが多いが、谷の広

さによっては、知人のネットワークを使って3つから5つの谷を合わせて10-16世帯の拡大牧民グループを構成することもある。

彼らは以前から宿営してきた「谷」の範囲内で移動して暮らしているのである。このような牧草地の利用形態は、もはや遊牧とは呼べないだろう。むしろ、半定住化しているといっても過言ではない。

そもそもハラホリン郡も属するハンガイ地帯(森林草原)は、牧草地が豊かであるがゆえに、あまり長距離移動をしない地域として知られてきた。とはいえ、ジャルガと呼ばれる谷単位で牧草地が私有化されている現象は報告されてこなかった。この牧草地の私有化と牧民の半定住化は、ガン(干害)やゾド(寒害)といった自然災害に対して適応できない可能性が高い。なぜなら小長谷[2003]が指摘したように遊牧という生業は、そもそも移動をすることで災害や環境破壊のリスクを回避し、「生態学的バランス」を保ってきたからだ。

さらに、この谷の私有化と牧民グループというシステムは、谷が飼養できる限界以上に家畜が増えた場合、最終的には環境に壊滅的な打撃を与える可能性が高い。

一方、移動牧畜、つまり遊牧を辞めた牧民グループは、「社会的バランス」をどのように保っているのだろうか。それが次項のテーマである。

5. ジャルガ(谷)と家畜の奪い合い

ジャルガと呼ばれるなだらかな谷を親族で占有し、他者を排除するという習慣は、従来のモンゴル遊牧社会では見られなかった不思議な現象である。こうした社会変容の結果、遊牧民たちは、社会主義時代に放棄した親族と生業のつながりを再び強くする一方で、他者に対して非常に排他的になっている。

筆者が調査を行った遊牧民たち(30世帯)は、このような傾向が非常に強かった。とりわけ親族で谷を所有する人々、あるいは「牧民グループ」のメンバーではないという理由で、差別を受けたという事例を多く耳にした。遊牧民たちは谷(親戚関係)や牧民グループの間で、土地の境界を決めており、それを侵犯して放牧した場合、報復的に家畜を奪取するのである。こうした家畜の取り合いや牧草地の侵犯をめぐっていざかいが発生することも少なくない。ここではジャルガ(谷)と家畜の取り合いの実

態を、聞き取り調査の事例から明らかにする。

事例1. 他人の夏営地に行つて馬を取られたD氏

ハラホリン郡の中心からおおよそ5km離れたザヒーン・ボラグ谷に宿営しているD氏(43歳)は、この谷で20年間、宿営していると言う。2015年に知り合いG氏と共に郡センターから約20km離れた「サリーンゴル」という所で夏営していた。しかし、その場所で以前から宿営していた人々と牧草地をめぐる喧嘩をしたため、雌馬1頭、雄馬2頭を盗まれたのだという。また牧草地のため、いつも口喧嘩になったので自分の宿営地に戻ってきたと語った。

事例2. 「下の方で払わせる」という示談

前出のハリハン(ハルの者たち、ハル氏はB氏の父親)のメンバーであるB氏(47歳)の語るところによると、ある日バヤンホンゴル県からBA氏やハラホリン郡センターの定住地区に住むL氏の二世帯が突然、移動してきて彼らのジャルガ(谷)に宿営したのだという。その二人が来て以来、牧草地の口喧嘩や家畜泥棒が頻繁に起こるようになった。2006年の秋、B氏(47歳)の雄馬2頭が盗まれた。B氏は、誰に取られたのかを分かっていた。しかし、警察官に証明するものがなかったため、何も言わずに、盗人の彼に対して一言も罵ることをしなかった。

翌年の春、BA氏とL氏が季節移動により谷の外部に去っていった後、B氏は、彼らの宿営していた場所を調べてみた。すると去年いなくなった馬の足が落ちていた。「まさに俺の馬だったよ」とB氏は語る。そこで彼は、その足が落ちていた地面を掘ってみると、なんと自分が盗まれた2頭の馬の足8本と馬の頭部、腐った腹部などが出てきた。さらに隣の谷のS氏が盗まれた4頭の牛の頭や足も出てきたのである。

そこでB氏は警察を呼び、BA氏やL氏は逮捕された。しかし犯人であるBA氏の姉がウブスハンガイ県の検事長だったので、警察官が盗難に対して何もしてくれなかった。そこで、ハリハンの人々は、盗人と交渉をして被害にあった家畜の頭数以上の損害賠償を払わせる(*dooguur tölüülekh*)ことに成功した。

このような警察や裁判所を介在させないで損害賠償を払わせる方法をハラホリン郡の牧民たちの間で

は、「下の方で払わせる (*dooguur tölüülekh*)」という言い方をする。「下の方」とは、おそらく「上の方」である裁判所を介在させずに水面下で示談に持ち込むという意味を含んでいる表現なのであろう。「下の方で払わせる」場合、倍返しやそれ以上になることが多いようだ。

その後、ハルの親族たちは、自分たちの「谷」からL氏やBA氏を追放して安心したという。ちなみに事例3に登場した、隣の谷の女性TS氏がこのハリーハン谷で宿営することは、出来ない。なぜなら、彼らは親族単位でこの谷に居住しているため、他の場所から来る人々は排除されるからである。ハリーハン谷の者たちは、外部からの移住者に対して家畜を取るという行動で排除に出る。それが次の事例である。

事例3. ハリーハンに家畜を取られたG氏

2012年、郡センターからハリーハン谷に移動してきたG氏は家畜を誰か知らないが、頻繁に取られたのだという。ある日いつも家畜を取られていたG氏は、悔しくてハル氏の次男L氏の羊の群れから1頭を取った。ところがその日の夜、警察に逮捕されてG氏は送検されない代わりにウマ1頭を「下の方で払わされる」こととなった。その後、G氏は谷から追放されたのだという。

従来ならば、牧草地の占有権がなかったので、G氏がどこに宿営しようとかまわなかったはずだ。ところがこの谷がハル家のものとなってしまい、ハリーハン谷と呼ばれるようになったがゆえに起こった事件である。G氏は結局1頭の羊をとったがゆえに、それ以上の報復を受けてしまった。しかも最初にハル家の者たちに取られた家畜に関しては、不問にされたままである。従来の遊牧世界では、G氏のほうが、保護されてしかるべきだろう。なぜなら、土地が財産だという観念がない社会においては、G氏の家畜を最初にとったハル家の者たちこそが、家畜泥棒だからである。ところが現代となつては、「土地」という不動産の侵害のほうが、家畜という動産の窃盗より、重大な犯罪だと認識されるようになったらしい。その証拠にG氏は土地の侵犯をしたこととで(それとたった1頭の家畜を盗んだことによって)、倍返し以上の損害賠償を「下の方で払わされる」結果となってしまったのである。

このように以前に自分の家畜を取った人物から、

逆に取り返してくることを現地の人々は「ズルーレフ (*Zörüülekh*, すれ違いにさせる)」と呼んでいる。家畜を「すれ違い的に交換する」という意味であろうが、この事件の場合、すれ違わせる量が違いすぎる。

6. 「ズルフ」という泥棒同士の交換

本研究では、遊牧民の所有概念や家畜泥棒に関する様々な事例に基づいて論じている。家畜泥棒は法的に違反であるが、一方で遊牧社会や遊牧民たちの生活の基本的な財産としての家畜を取られる、盗まれるという「略奪」が常に起こっていた。筆者は、これは一種の「交換」やゲームのようなものと考えられることを論じた [バルジニヤム2018]。しかしこの「ズルフ」は、「泥棒同士の交換」という現象である。つまり「犯罪」としての泥棒行為が、ばれないように行う「犯罪の隠蔽技術」だといえよう。

筆者の聞き取り調査で分かってきたのは、遊牧民たちのほぼ皆が、「成人儀礼」のような形で泥棒を経験していた。また遊牧民同士がインフォーマルに示談という形で家畜を取り合う現象もあった。ところが家畜を盗むために遠隔地にかけて、泥棒同士がお互いに一か所で落ち合って、家畜(ウマ)の交換を行うという現象で見受けられた。このような現象を現地の人々は、「ズルフ(すれ違いにする、*Zörökh*)」と呼んでいる。この現象では、泥棒同士が交差的に盗んだウマを交換するので、ここではとりあえず「交差交換」と呼んでおこう。

前節でみたように警察に頼らずに示談をすることで、家畜泥棒に倍返し以上の家畜を賠償させることを「ズルーレフ(すれ違いにさせる、*Zörüülekh*)」と言う。これは使役の形をとっていることから、相手(泥棒)に対して「交換」を強制させるような意味合いを含んでいた。今回の場合は、泥棒たちが主体的に家畜を交換する現象である。

この「ズルフ」と呼ばれるは、社会主義崩壊直後の家畜泥棒の方法論である。この「ズルフ」という方法は、社会主義期や清朝時代のシリーン・サイン・エルの時代からあった方法かもしれないが不明である。次の事例は、ベテランの家畜泥棒のG氏である。

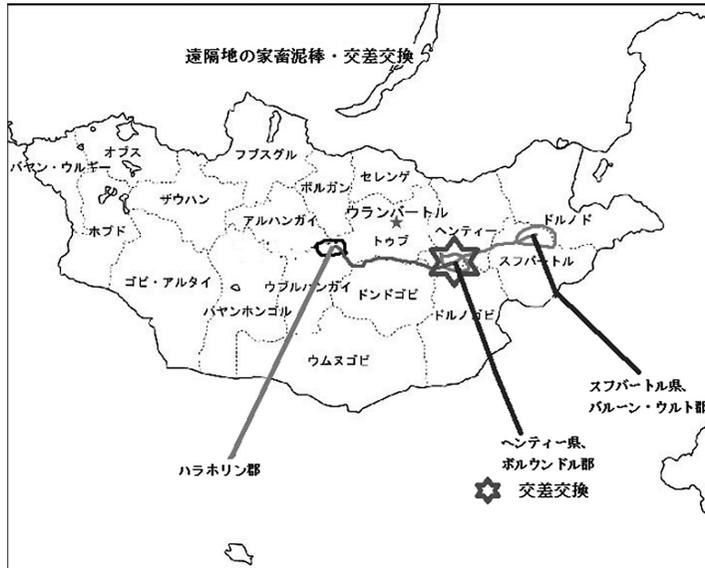


図4 泥棒同士の交差交換 (2016年、聞き取り調査のもとに筆者作成)

事例4. 社会主義時代からのベテラン泥棒G氏 (男、54歳)

「俺は20年以上、家畜を盗み続けて東部のすべての刑務所を全部」と話を始めた。

俺は1991年に初めて家畜を盗った。ハラホリン郡から100頭ぐらの馬を盗って、遠く離れたヘンティー県まで追っていき、スフバートル県から家畜を盗んできた仲間とそこで落ち合って、家畜をすれ違いの形で交換した(zörsön) (図4参照)。その仲間とは、以前に兵役で国境警備隊にいたころ、知り合ったんだ。その時の季節は秋だったため、寒かったが、馬を取り追っているときは、本当に男の魂がみなぎる(eriin hiimor sergekh) かんじがしたよ。モンゴル人の男の幸せは、馬のたてがみ、草原の風にあるのさ。それから俺はハラホリン郡で取った馬100頭ぐらいを仲間がスフバートル県で取った(80頭)の馬と交換し、ハラホリン郡にくる途中で30頭ほどを仲間たちに分け与えて、残り(80頭)の馬を売ったんだよ。その時代は今のようには携帯電話はなかったし、俺たちは、1年前(1990年)に会ったとき、盗んだ家畜をズルフ(交差交換)させる日時や場所を決めていたのさ」

彼は、ウブルハンガイ県ハラホリン郡で馬を盗んでから、なんと三つの県を一週間かけて移動した。

移動のための馬追いは、他人にみつからないように夜間に行ったのだという。「当時、俺のように遠方まで家畜を追うサイン・エルはいなかった。今の泥棒なんて、誰がサイン・エルと呼べようか。谷の間で家畜を取りあっているに過ぎない奴らだ」と彼は語った。

事例5. B氏(40歳、男性)

「僕は家畜を盗んでいった時代のことについてあまり話したくない。というのも、私の兄がよく家畜を盗る人間だったからだよ」とB氏は語った。

B氏の兄は10歳年上だった。その兄は2000年の秋、国境警備隊の第131部隊にて兵役に服していた。その翌年の春、兄から手紙が送られてきたのだという。その手紙には、「俺が勤めている国境警備隊131部隊が駐屯していた南ゴビ県には、すごくいい血統の3頭の競走馬がいる。一度見たが、本当に綺麗な馬だった。俺はそれらを盗ろうと思う。また金も必要だ。お前(B氏のこと)は、親戚のM兄さんの馬群から2、3頭を取って俺のいるところによこしてくれないか」と書いてあった。

そこでB氏は、兄の言う通りに親戚のM兄さんの馬群からウマ2頭を盗って、南ゴビ県のダルン

ザドガド郡(県都)まで追っていった。そこで兄と取った馬を交差交換して、競馬の血統の馬をアルハンガイ県で売ったのだという。良い血統の競走馬だったので百万トゥグググになったという。日本円で換算すると五万円である。家畜を盗ったことは、B氏にとって初めてのことでなかったから、非常に簡単だったと語った。このような事例から家畜「ウマ」の所有権の移動を示すならば、図4のとおりとなった。

ここまでの調査から、社会主義時代にも市場経済の現代モンゴル国でも遠隔地の家畜泥棒が頻繁に起こっていたことが分かった。彼らは誰かに家畜を盗む前に場所や時期を決めて、互いに家畜を盗み決まった場所で「交差交換」を行う。盗んだ家畜の頭数はそれほど関係がない。また、お金のために家畜を盗むというより、彼ら自身には「幸運」を得ることや、さらに「サイン・エル」という超自然的な力を得ることを大事にしている点もみのがせない。

彼らに何のために家畜を盗んでいるのと尋ねてみると「私たちに別に物欲があるわけではない。ウマを遠隔地から取るのは本当にサイン・エルのすることなんだよ」という。また、「私たちはただの谷の中の泥棒ではない」ということを彼らは強調していたことは注目に値する。彼らは、市場原理や経済効率のために泥棒をしない。名誉と「男の魂をみなぎらせる」快感のために馬を盗むのである。それを考えると、この「ズルフ」というウマ泥棒同士の遠距離の交換は、意外と来歴の古い習慣なのかもしれない。

おわりに

本論文では、モンゴルで土地法の施行以降に誕生したと思われる新たな「家畜泥棒」の形態を報告した。それは、私有する牧草地を侵犯した家畜に対する報復的な奪取であった。遊牧民たちは、2002年にモンゴル政府より、設定された法律によって土地を所有し、彼らは放牧地の冬営地(*övöljöö*)および春営地(*khavarjaa*)にも利用権あるいは占有権を法的に利用することになった。そのため、従来の遊牧社会のホト・アイルという形も変容した。

遊牧民たちは谷という土地を「牧民グループ」と呼ばれる集団で共有するようになった。そしてその谷に入って来た家畜を普遍的に取りあうようになったのである。これは、新しいタイプの家畜の取り合

いだといえよう。

つまり遊牧社会に土地の私有化制度が入ってくることで、その知り合い内部での家畜のやり取りは、「泥棒」と認識されるようになったのである。そもそも知り合い同士で家畜を取り合うということは、遊牧社会では、少ない数であれば許されてきた。モンゴル遊牧民の間では、お互い、誰が取ったかを知っており、遠方の誰か知らない人に取られた場合のみ「泥棒」と観念してきたからである。

遊牧社会に土地の私有化制度が入ってくることで、その知り合い内部での家畜のやり取りは、「泥棒」と認識されるようになってくる。親族集団を中心とした「牧民グループ」がジャルガ(谷)を占有し、排他的な牧草地の使用権が、牧民社会にも認知されるようになってきたといえよう。

こうした結果、谷とよばれる牧草地の境界付近では、喧嘩が絶えない状況となっている。さらに特定の親族の私有地と化した谷に侵入したよそ者は、家畜を取られたりする。しかも従来の「知り合いから取った」場合も、立派な「盗難事件」となる。

またハラホリン郡では、「谷の主(*jargyn ezen*)」という言い方も一般的になりつつある。従来、モンゴル語で土地に関する「主(*ezen*)」とは、大自然の精霊のことを意味した。モンゴルの遊牧民たちは、伝統的に「山の主や湖の主の逆鱗に触れるといけない」と言って、山や湖、川を汚すのを禁じてきた。いわば、「主」とは、遊牧民の環境思想の具現化したものだったのである。ところが、現在の「主」は資本主義経済を支える排他的所有権の主体となっている。

こうした排他的な土地所有の概念が遊牧社会にもたらされた結果、遊牧民は遊牧民でなくなり、半定住の牧畜民へと変化した。そして外部から谷に「侵入し」、家畜を取った人間には、報復的な措置「下の方で払わせる」という慣習法が成立したのである。

ただし、家畜を取られたら、取り返すことを「すれ違いさせる」という言葉で表現していることに注意したい。これは、ハラホリンの牧民たちがまだ家畜の奪取を「泥棒」という犯罪として理解しているのではなく、いまだに「交換」として理解している名残かもしれない。これに関しては今後も調査し考察を重ねていく必要があるだろう。今後の課題としたい。

註

1. (ガン)とは、夏の時期に、日照りによって家畜が餓死してしまうこと。
2. (ゾド)とは、冬季に、積雪によって家畜が草を食べることが出来ずに餓死をしてしまうこと。
3. (ホト・アイル)とは、3-4世帯で遊牧民のゲルが数件集まり牧畜作業を一緒に行うグループのことを日本語で一般的に「宿营地集団」と翻訳されている。
4. 「シリーン・サイン・エル」とは、モンゴル語から意味をくんで訳すならば「大草原で人生を過ごす草原の良い男」という意味である。
5. 「スレグ戦略」とは、富裕な大所有者が貧戸に委託し、放牧者は搾乳などの利用権を与えることである。
6. 「ホト・アイル戦略」とは、3~5世帯で宿营地集団を構成すること [小長谷 2001: 18-22]。
7. 「ネグデル・ネグデル期」とは、モンゴルでは、昔から世帯を単位とした個別の家畜経営が行われていたが、1950年代後半、社会主義的な計画経済のもとで牧畜協同組合 (*negdel*) がつくられ、個人、貴族やチベット仏教の寺院によって占有されていた多くの家畜や土地が公有化された。

参考文献

- Enkhbat,L, Ganbat,L,
2013「2014～2024年の間ハラホリン郡センター
発達計画」pp.11-15.
- Oidov, B.
2013 *Ar khalhiin shilin sain erchiüüd -2* Ulaanbaatar :
Startlain. pp.1-15.
- Gongor,Dünger.
1969 *Khalkh Tovchoon*, Ulaanbaatar : Ulsiin hevlel,
pp.255-270.
- Rotsin S.K.
1984 *BNMAU-iin Mongoliin Tüükh* (偏) SH.Bira,
SH.Nastagdorj Ulsiin Kheveleliin gazar. pp.113-
114.
- 尾崎孝宏
1996「モンゴル牧民の社会的結合に関する一試
論—20世紀前半の東部南モンゴルにおける調
査資料より」『民族学研究』pp.60-3 : 234-248。
- 金岡秀郎
2014『モンゴルを知るための65章』明石書店。
pp.22-26。

小長谷有紀

- 2001「中国内蒙古自治区におけるモンゴル族の牧
畜経営の多様化—牧地分配後の経営戦略—雑誌
名号数。pp.18-20。
- 2003「土地所有の概念と環境問題」科学 第
73/5号(通算849号)岩波書店。pp.525。
- 棚澤能生
2014「モンゴルの土地は誰のものか」小長谷有
紀・前川愛(編)『現代モンゴルを知るための50
章』明石書店。pp.45-48。
- ポーロ、マルコ (愛宕松男訳注)
1965『東方見聞録 - 1 マルコ・ポーロ』東洋文
庫、pp.139-145。
- 松原正毅
2003「土地所有の概念と環境問題」、『科学』73/5
(849)、岩波書店、pp.512。
- 滝口良
2004「モンゴル国における土地所有法をめぐって」
『関連社会科学』第14号、pp.67-69。
- 富田敬大
2012「体制転換期モンゴルの家畜生産をめぐる
変化と持続」立命館大学衣笠総合研究機構、
pp.372-373。
- バルジンニヤム、B
2018『「交換」としての家畜泥棒—モンゴル国ウ
ブスハンガイ県ハラホリン郡の事例から』滋賀
県立大学大学院人間文化科学研究科修士論文。
- 山崎正史
1997「ままならなさと豊かさ」小長谷有紀
(編)『アジア読本 モンゴル』河出書房、
pp.61-68。

Comment

島村 一平

人間文化学部国際コミュニケーション学科准教授

本論は、モンゴル遊牧民における「家畜泥棒」という非常にセンシティブな問題を扱った意欲的な論文である。従来の文化人類学的なモンゴル遊牧研究では、持続可能性が高い生業としての遊牧を論じたものや、ホト・アイルという季節毎に成員が変化するという遊牧民の宿营地集団の実態を論じたもの、あるいは市場経済化の中でいかなる生存戦略を展開しているかといったテーマが選ばれることが多かった。それらの中では遊牧を経済や生業、経営という視点からとらえようと、「家畜泥棒」という現象は一切捨象されてきた。

ところが本論の執筆者によると、本来「家畜泥棒」は、ほとんどの遊牧民が成人儀礼的に経験しているのだという。しかも昔から「知り合い同士」の家畜の取り合いが行われており、それが「泥棒」とは認識されてこなかったこと、そして遠方から来た未知の人間による家畜の奪取が「泥棒」だと認識されていたらしい。こうした知見は、今まで全く論じられてこなかったものである。本論は彼の修士論文の一部であるが、詳しくはそちらを参照されたい。

さて本論がテーマにしたのは、モンゴル市場経済に移行して後に現れた新しい「家畜泥棒」現象である。執筆者は、土地法の施行によって「土地を所有

する」という観念のなかった遊牧民たちの間で「私有化された牧草地」が生まれ、その「私有地」に侵入した家畜を牧民たちが報復的に奪い合うことになったのだと論じる。

こうした家畜泥棒に関する報告は、モンゴル国の研究者はもちろん世界的に見てもほとんどなされてこなかった。おそらくモンゴルの研究者たちは、テーマが倫理的な問題に抵触する可能性を考え書いてこなかっただろうし、海外の研究者に関しては、そこまで遊牧民の「家畜泥棒」の内実に迫れる研究者がいなかった。とりわけ家畜泥棒は男性の世界であるので、女性の研究者には入りづらい世界かもしれない。

本論の執筆者バルジンニヤム君は、モンゴルの遊牧民出身である。以上のような「新発見」は、ネイティブでないと知り得ない情報であることは間違いない。しかしそれだけでなく、彼がフィールドワーカーとして冷静に自らの故郷を見つめるまなざしを持っていなければ知り得なかった情報だといえよう。しかも同君は、こうした知見を単なる報告に留めず、理論化することにチャレンジしている。そういう点においても、本論は非常に好感の持てる佳作になったといえよう。